

H・J・フランク著

『中東原油の価格形成』

Helmut J. Frank, *The Pricing of Middle East Crude Oil*, Submitted in partial fulfilment of the requirements for the degree of Doctor of Philosophy, in the Faculty of Political Science, Columbia University, May 1961, 297 p.

I

いかなる産業部門においても、価格問題はクルーシャル・ポイントであろうが、石油産業の場合もその例外ではない。それにもかかわらず国際石油産業がいわゆる七大国際石油会社を中核とする寡占的支配の下に推移発展してきた関係で、その価格およびコスト問題は神秘のベールに包まれ、関係当事者以外はその実態に触れることができなかつたといつていい。したがって石油価格に関する著書論文のたぐいは、ごく断片的なものを除けば、ほぼ皆無に等しい状況であった。

第2次世界大戦後に至りこうした秘密のベールをできるだけ、はがそうとする努力が試みられる。たとえば、FTC リポート (Federal Trade Commission, *International Petroleum Cartel*, 1952), ECA (European Cooperation Administration) による訴訟 (1948~59), あるいはスエズ紛争当時の上院公聴会 (*Emergency Oil Lift Program and Related Oil Affairs*, Hearings before Subcommittee on Antitrust and Monopoly of the Committee on the Judiciary and Subcommittee on Public Lands of the Committee on Interior and Insular Affairs, U. S. Senate, 1957) など合衆国連邦政府および議会によるアプローチがそれである。かかる努力は国際石油会社の汎世界的規模の寡占体制の根源をゆるがすことには成功しなかつたが、国際石油産業の実態にある程度浮彫りにすることができたといえよう。

このような情勢を背景として、国際石油産業における価格問題を主題としてとりあげた研究が主としてアメリカの学者研究者によって試みられることとなる。ここに紹介するH・J・フランクの研究論文 (1961年発表、ただし印刷刊行は1966年1月) は、1951年のレビュー論文を別格とすれば、国際石油価格に関するまとまったものとしては最初のものといふことができる (オイル・コンサルタントとして世界的権威であるレビューの論文は国際石

油価格問題研究の草分け的存在であり、わが国においてもその内容が高く評価されているが、たかだか21ページの小論文にすぎない。——Walter J. Levy, "The Past, Present and Likely Future Price Structure for the International Oil Trade", *Proceedings Third World Petroleum Congress—Section IX*, 1951, pp. 112~132)。

II

さて前置きはこのぐらにして内容の紹介に移ろう。本書は2部8章に分かれているが、第1部は中東原油価格の歴史と原理と題して国際原油価格が歴史的にどういうからくりで決められてきたかを綿密にフォローしたものである。そしてかかる歴史的考察を背景として国際石油業における価格ビヘイビアの基礎について経済的産業構造的要因ならびに産油国消費国政府の関係諸施策とのからみあいにおいて問題の検討を行ない、中東原油高価格の意味を明らかにしたのが第2部となっている。以下その概要を紹介する。

(1) Gulf plus 方式と第2基準地点の登場

周知のように石油産業が歴史的に誕生し発展したのはアメリカ合衆国においてであり、また国際石油供給はおおむね北米産原油が中心となっていた関係上、アメリカにおける価格設定方式が戦前の国際石油市場における尺度ともなっていた。換言すれば国際石油価格はテキサス州メキシコ湾岸における公示価格 (posted price or published price) をベースとするいわゆる「基準地点制度」(Basing point system) によって設定されていたのである。これは世界各地域における石油価格がメキシコ湾岸価格プラス運賃によってセットされることを意味した。たとえば中東ペルシャ湾のアバダンからインドのボンベイに供給される原油はあたかもその原油がメキシコ湾岸からボンベイに供給された場合の値段で販売されるのである。実際の運賃はアバダン・ボンベイ間だけであるから (原油コストを別としても) 少なくともメキシコ湾岸・ボンベイ間運賃との差額分だけ余計に売り手のふところにはいる勘定になる。他方同じアバダンの油がイタリア以西で販売される場合長距離輸送に伴うハンディキャップの分だけ中東 FOB 価格が低くなければコンピートできないという理屈になるわけである。

こうした慣行は、海外における原油生産がアメリカ国内の場合と異なり七大国際石油会社の寡占的支配の下におかれている関係で特別の意味をもっていること、FTC リポートやアメリカ司法省のカルテル訴訟において明ら

かなところである。いずれにしてもかかる慣行の成立がレビーも指摘するごとく、(1)アメリカ合衆国の石油産業が世界最大のものであり、(2)メキシコ湾岸からの合衆国産原油輸出がカリブのそれとともに世界需要の大半をカバーし、中東その他の供給力がきわめて低かったこと、などの諸事情に由来しているとはいえ、かかる価格設定方式の妥当性いかにについての反対圧力はきわめて小さくとるにたならなかったといえる。これは戦前における国際石油供給が大手七社の寡占的売り手市場の下で行なわれていたことによる。

このガルフ・プラス方式に対する挑戦は政府関係当局の手によって行なわれる。その第1は英国政府会計監査当局による追求であり、第2は米国海軍による圧力である。その結果単一基準地点制度は大戦末期に至り徐々に崩壊しはじめることとなった。それには中東原油の生産能力が上昇カーブを描きはじめたことも影響している。

(2) Net back 方式とその変遷

中東ペルシャ湾岸という第2基準地点の出現は国際石油市場における一つのエポックを画したといえるが、それは価格形成上の問題がまったく解決されたことにはならなかった。

大戦後に第2基準地点が設定された当初はガルフ・プラス方式から「プラス」を除去したにすぎず、これでゆくと中東原油と西半球原油とはタンカー運賃の関係でちょうどイタリアが価格分水嶺になることを意味した。その後、中東原油の供給力が増大するに伴って中東原油のマーケットは拡大化傾向を示し、価格分水嶺が徐々に西に向かって修正されていくことになるが、いずれの場合もこの価格分水嶺の地点における価格（それは西半球産原油の価格いかにによって決まる）から運賃を差し引いて中東原油公示価格が設定されるといういわゆる逆算方式がとられたのである。この方式によればアメリカの原油価格がなんらかの理由で上昇した場合中東原油価格も自動的に引き上げられることになる。ということは中東原油価格がそのコストとは無関係に設定されることを意味し、その原油購入者としては不利益をこうむることになる。こうした矛盾を突いたのがアメリカの ECA(その後 MSA に改組)当局である。ECA としては国庫負担に基づいて購入する原油は競争市場価格によるべき原則をとっている関係上、石油会社からそれを上回る価格で購入することは道理に反するわけである。そこで ECA は 1948 年以降石油会社を相手に訴訟を起すのであるが、決め手となる証拠資料に乏しく結果的に敗訴(1959年)の

浮き目に会うこととなる。けれども Net back 方式の矛盾点が露呈された結果、新規契約に際しては値引きを実現せしめるという収穫を得たのである。こうした努力と並行して 1950 年代以降における中東原油余剰生産能力の顕在化から国際原油市場は売り手市場から買い手市場へと推移し、逆算方式は崩壊の浮き目をみるに至る。したがって中東原油価格はもはやメキシコ湾岸価格とは無関係に設定されるようになったとみていい。

(3) 価格ビヘビビアの基礎

にもかかわらず中東原油価格はそのコストとは無関係に設定推移してきたことは明らかで、これは石油産業の構造が競争モデルとは著しく異なり、集中度のきわめて高い寡占体制によってセットされてきたからである。

これに対して合衆国連邦政府あるいは西欧など主要消費国政府は、中東原油が大量に生産され、したがってコストが低い点を追求し、中東原油価格の引下げへの圧力を加える。その結果中東原油価格は買い手市場という条件とのからみあいにおいて低下傾向を示すこととなる。それでもなお中東原油価格が依然高いことには変わりない。これは一つには OPEC など産油諸国側の圧力によって価格水準維持への作用が存在しているからでもある。

いずれにしても石油価格は経済的要因(燃料間競争その他の規制要因)、構造的要因(寡占支配)ならびに産油国政府の政策、消費諸国政府の反応などに基づいて形成推移しているといえる。そして政治バランスの上では高価格維持の側のウエイトが大きいことは否めない。

III

以上が本書の概要である。石油価格設定の仕組みは比較的単純ではあるが、その基礎となっている諸概念が複雑なため、説明の順序として第1部の前半について紙数をさかねばならなかったが、著者フランクの力点は FTC リポート(1952年)以後の時期における価格構造変遷の分析におかれていることを指摘しておく必要がある。ここで内容的にとくに批判すべき点はないが、レビー論文やリーマン教授の研究(Wayne A. Leeman, *The Price of Middle East Oil: An Essay in Political Economy*, 1962)などがコスト要因にまで掘り下げて価格問題を論じているのに対し、フランクの場合そこまで行っていないことに気がつく。しかしその反面 ECA 訴訟その他公判記録など一次資料に基づいて原油価格構造の推移を明らかにした点は評価すべきで、そこに本書の意味があろう。(調査研究部専門調査員 松村清二郎)